

国立医療における薬剤師の役割 —未来を見据えた取り組み—

座長 野村 敏治[†] 山崎 邦夫^{*}

第66回国立病院総合医学会
(平成24年11月17日 於神戸)

IRYO Vol. 68 No. 4 (186-188) 2013

要旨

病棟薬剤業務に対し診療報酬が認められ、6年制の薬剤師が現場に参加してきた平成24年4月は病院薬剤師の役割の大きな転換点である。国立病院機構施設をはじめ多くの病院薬剤師が取り組んできた活動の結果である。この取り組みが施設の大小にかかわらずすべての国立病院機構の場で始まっていくことが望まれる。薬剤師は薬剤部に局在するのではなく、施設中・医療の中どこにもいつもいる薬剤師であるよう取り組みを目指すものとする。シンポジウムでは、医師、看護師とともに先駆的に活動してきた施設の報告から、薬剤師の問題点や方向性を共有し、私たち国立病院機構の薬剤師の将来のあるべき姿を示すことを課題とした。

この討論の中から得られたことは、全国に展開する私たち国立病院機構の薬剤師は「追従でなく挑戦」をもっと意識して業務を遂行していくことで、先を見据えた発展的な診療報酬業務を国立病院機構から展開することは十分可能なことと思われるし、そうあるべきと考える。

キーワード 病棟薬剤業務, 薬剤師, 薬剤師病棟常駐

はじめに

平成24年4月は病院薬剤師の役割の大きな転換点であると思う。病棟における薬剤関連業務に対し診療報酬が認められ、DPC（診断群分類別包括評価）算定上では機能評価係数として認められた年でもある。さらには薬学教育6年制の薬剤師が現場に参加してきた。これは私たち国立病院機構施設をはじめ多くの病院薬剤師が取り組んできた病棟常駐、病棟

サテライト薬局などの活動が認められた結果である。この取り組みが施設の大小にかかわらずすべての国立病院機構、すべての診療の場で始まっていくことが望まれる。また臨床薬剤師としての基礎知識を習得する6年制の薬学教育に対しては実務実習などを通しフィードバックし、すそ野を広げていく使命も担うことになり、薬剤師は薬剤部に局在するのではなく、施設中・医療の中どこにもいつもいる薬剤師であるよう取り組みを目指すものとする。

国立病院機構名古屋医療センター 薬剤科, 国立病院機構大阪南医療センター 薬剤科 [†]薬剤師
別刷請求先: 野村敏治 国立病院機構名古屋医療センター 薬剤科長 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸4-1-1
e-mail: venebena@gmail.com

(平成25年3月25日受付, 平成25年12月13日受理)

The Role of the Pharmacist in the National Medical: Initiatives for the Future
Toshiharu Nomura, Kunio Yamazaki*, NHO Nagoya Medical Center, *NHO Osaka Minami Medical Center
(Received Mar. 25, 2013, Accepted Dec. 13, 2013)

Key Words: inpatient pharmaceutical service, pharmacist, resident pharmacists in wards

このシンポジウムでは、以前から薬剤部を飛び出し診療現場で医師、看護師とともに先駆的に活動してきた施設の報告から、「今まさに取り組んでいる施設」「これから取り組もうとしている施設」の薬剤師の問題点や方向性を共有し、私たち国立病院機構の薬剤師の将来のあるべき姿を示すことを課題とした。

シンポジウムの展開

前国立がん研究センター中央病院の山本は、わが国の薬学教育、専門薬剤師、病棟薬剤師の発展の流れとこれからの方向について、国立がん研究センター中央病院のいままで、米国の現状を通して将来の薬剤師像を報告した。

わが国の薬学教育、専門薬剤師制は、米国をモデルに発展してきた。私見と断った上で、国立がんセンターの使命として、早期から構築したレジデント制度はがん医療のために生涯にわたって貢献できる薬剤師養成を担っているとした。さらに、米国では近年の医療の高度化に対応するために、職種と担当業務に大きな変化が出てきたことを紹介している。薬剤師の職務が、患者サイドで業務を行う臨床薬剤師（Clinical Pharmacist）と、薬剤全般の管理を行う薬剤師に分かれ、また一定の権限が付与されている臨床薬剤師、上級看護師（Nurse Practitioner）および医師補助師（Medical Practitioner）など医師の包括的指示のもと薬剤の投与量の変更や支持療法の追加等を行うことができる Midlevel Practitioner と称される日本にない職種が存在する。臨床薬剤師になる者は、米国の専門薬剤師（Board-Certified Specialist）の認定者が多い。薬局内では、専ら鑑査を主たる業務としている薬剤師のほかに、内服薬のとりそろえ、在庫管理、注射薬の混合調製などを行う薬剤助手（Pharmacy Technician）を配置し、この養成について、米国病院薬剤師会は認証制度を設けて、質の管理、向上を行っている。わが国で現在進みつつある、薬剤師の病棟業務の標準化、さらに専門薬剤師によるより高度なチーム医療の参画は、米国の臨床薬剤師がとってきた方向性への発展を示唆している。この一方で、従来、薬剤師が多大な時間を割り当て、手作業で行ってきた医薬品のとりそろえや注射薬の混合調製については、合理化の必要性が考えられる。薬剤師の専門認定制度はがん領域から始まったこともあり、国立がんセンターでの取り組み

は日本では先駆的なものであった。米国の現状はさらに進んだ制度であり、私たち国立病院機構および日本の病院薬剤師が目指していく方向であろうが、日米の背景の違いを見つめ直し、質の高い臨床薬剤師を作り上げることを提案した。

国立循環器病研究センターの和田は、心臓移植チームの中の薬剤師の役割を報告した。心臓移植を待機する患者にとって、補助人工心臓装着中の合併症の一つとして感染症があり、これを防ぐため抗 MRSA 薬の薬物治療モニタリングの重要性、一方、移植後の患者においては、拒絶反応を防止するために使用される免疫抑制剤は高い有効性の反面、治療域が狭く、有効域の逸脱により拒絶反応や副作用が発生することがあり、薬物治療モニタリング（therapeutic drug monitoring：TDM）に基づく投与設計への関わりには薬剤師の役割が重要であり、そのためにも心臓移植チームの一員として活動してきたことや、移植医療の充実を図るために本年4月から診療報酬が認められた医師、専門性の高い看護師に加え、薬剤師が参画したチームによる臓器移植後の医学管理での薬剤師の活動の重要性を訴えた。このことは、薬剤師の臓器移植後の管理に対する存在意義が大きく評価されたことであり、心臓移植待機患者、移植後患者における薬物療法においては薬剤師によるファーマシューティカルケアを存分に発揮すべき場面が多く、チーム医療の中での薬剤師の薬学的専門性が求められさらに発展させていくことを示してくれた。

広島大学病院の畝井は、広島大学病院の救急医療における薬剤師の取り組み・役割を報告した。救急の場合は、薬剤の緊急性がきわめて高く薬剤変更も多い。また、鎮痛・鎮静剤、筋弛緩剤、循環器作動薬などハイリスク薬品を繁用するため迅速かつ安全に提供できる体制整備が必要となる。その上で、救急の特性を踏まえた迅速な情報提供が、薬剤師の重要な役割となる。薬剤師は、救急隊や患者所持品など限られた情報源から、薬歴などの情報収集・評価を迅速に行うとともに情報がトキシドーム、検査値などと整合性があるか検証を行う必要を期待される。さらにそれに続く処方設計・監査、モニタリングへの関わりとなる。ほかに、意識障害をとまなう患者への対応や移植医療、終末期医療などにおいて、薬剤の使用は重要な位置づけとなる。生命・医療倫理に関する感性を養うと共に関わる法律知識が必要となる。今後の課題として、救急医療における薬剤師

の役割は多岐にわたり、薬剤師業務の有用性や薬剤の薬学的データはいまだに乏しく、今後、業務の標準化とともに Research Question を見出し多施設共同研究により EBM を確立していくことが望まれると主張した。

NHO 大阪医療センターの山内は、大阪医療センター薬剤科での100点業務登場からの活動の展開状況に加え、現在の HIV/AIDS 患者、外来化学療法患者への服薬支援、積極的なチーム医療への取り組み、平成23年度厚生労働省チーム医療実証事業への複数課題参加の現状を報告した。「薬にかかるすべての業務」を常勤薬剤師が実践する体制構築を基に、平成24年4月に新設された病棟薬剤業務実施加算の業務については、既に取り組んでいる業務であることを強調した。この実績を基に、国立病院機構のわれわれは常に診療報酬の確立後に活動を開始するのではなく、活動してきたことに評価を受け診療報酬が確立する一歩先んじた業務展開を目指していくべきと主張した。

ま と め

4 題の報告からは、「国立医療における薬剤師の役割～未来を見据えた取り組み～」のテーマについてそれぞれ別の側面からみえる薬剤師の活動状況であったが、どれからも読み取れることは、今般診療報酬として認められた薬剤師の病棟業務加算を推進

するための方策を飛び越え、さらに先を見据えた活動報告であり主張であった。全国に展開するわれわれ国立病院機構の薬剤師は「追従でなく挑戦」をもっと意識して業務を遂行していくべきではないかと感じた。

われわれは従来の国立病院時代からその時代に即した内容の業務報告をとりまとめた。全国という広範囲でしかも150を超える施設データを経時的に系統的にまとめた形で収集可能なグループは他にない。この財産をさらに生かすことにより先を見据えた発展的な診療報酬業務を国立病院機構から展開することも十分可能なことと思われるし、そうあるべきと考える。

時間の制約などもあり会場との白熱した討論とまではいかなかったが、またひとつ新しい取り組みへの意欲を皆に感じさせるシンポジウムであった。最近、よく目にする言葉に「共同薬物治療管理業務：(collaborative drug therapy management: CDTM)」(→198p を参照)がある。これに限らずこのような言葉が、単なる単語でなく日常業務として認知されるためにも、国立医療における薬剤師の役割～未来を見据えた取り組み～に期待していただきたい。

〈本論文は第66回国立病院総合医学会シンポジウム「国立医療における薬剤師の役割 ー未来を見据えた取り組み」》として発表した内容を座長としてまとめたものである。〉